

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：大田原市長、大田原市議会議長、大田原市代表監査委員、大田原市選挙管理委員会
大田原市公平委員会、大田原市農業委員会、大田原市教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.49%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.92%
全職員	82.23%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.30%
本庁課長相当職	98.09%
本庁課長補佐相当職	96.91%
本庁係長相当職	95.46%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.12%
31年～35年	94.26%
26年～30年	91.31%
21年～25年	94.05%
16年～20年	95.40%
11年～15年	94.97%
6年～10年	92.18%
1～5年	88.55%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

- ・育児休業、部分休業、育児短時間勤務等の職員数は、勤務日数(時間)を常勤職員の所定勤務時間と比べ換算して算出。
- ・役職段階別については、男性職員が扶養手当(全受給者のうち87.22%)及び住宅手当(同71.59%)を受給している割合が高いことから、同一の役職段階であるにもかかわらず、給与の男女の差異が生じている。
- ・勤続年数別では、高校卒・短大卒の割合が、男性職員に比べ女性職員で高いことから、初任給決定の差により同一の勤続年数であっても給与の男女の差異が生じている。これに加え、役職段階別と同様に扶養手当及び住宅手当の受給割合の差からも差異が生じている。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

- ・職員数については、月毎、週毎の実勤務時間を常勤職員の所定勤務時間と比べ換算して算出。
- ・会計年度任用職員(パートタイム)の職種では、事務補助職等の単価が低い職種の大部分を女性職員が占めていることから、令和5年度まで大きく差異が生じていたが、令和6年度から、会計年度任用職員についても正職員と同様の支給率で勤勉手当の支給が開始されたことに加え、期末勤勉手当の支給対象者の割合が男性職員に比べ女性職員で高いことから、差異が縮小した。

* 勤続年数は、採用年度を勤続1年目とし、情報の公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。